

厚生労働大臣 長妻 昭殿

## 厚労省の基本姿勢が問われる 責任の明確化とともに厳格な対応を要求する

厚生労働省が7月22日に開催した「政策コンテスト」において、現役の医療指導管理官が提案した内容は、「保険医療指導監査部門の充実強化」と称して、「犯罪（詐欺罪）に対するプロである警察庁や警視庁（捜査二課=知能犯、詐欺、横領担当）からの出向者の受け入れ」を行い、犯罪捜査のプロの受け入れで、医療者の「牽制効果が期待できる」としている。さらに、厚生労働省の「組織の活性化を図るとともに、職員の向上を図る」としている。

その後も当の医療指導管理官は、医療専門ネットニュースの「m3.com」の取材の中でも、指導・監査を「取調べ」だと強弁するなど、不正請求を「詐欺罪」だと断じている。

もとより保険医療機関の指導・監査は、健保法第73条（指導）、第78条（質問調査）に基づき、指導大綱・監査要綱に則り行われる。その目的は「保険診療の質的向上と適正化」であり、「懇切丁寧」な保険ルールの周知徹底を旨としており、刑法上の犯罪容疑者の取り調べとは全く別のものである。

しかしながら、国民皆保険発足当初から、恣意的かつ人権を蹂躪した指導・監査が後を絶たず、富山、山口、宮城、東京などで多くの自殺者を生み出し、また1996年に新「指導大綱・監査要綱」が実施されたのちも、指導の「中断」など、問題となるような運用がなされている。

指導・監査が社会保険庁から厚生局に移管されて以降、厚生労働省では、医療給付費の適正化を目的に個別指導件数を08年度の3410件から8000件に今後ふやす方針を示しており、過度な行政処分の拡大を懸念する声も少なくない。

憲法25条に保障された「生存権保障」に基づき、国民の医療を保障した健康保険法、医療保険制度と現役医療指導管理官の認識とは相容れることは出来ない。

健保法を曲解し、指導大綱・監査要綱を逸脱した提案を行った医療指導管理官は、担当部門での適格性を欠くとともに、法令順守を義務付けられた国家公務員として、国家公務員法第82条第1項二の懲戒処分に該当するものである。

こうした提案が第2次選考に残ったことは、厚労省の基本姿勢が問われるものであり、厚労大臣の責任は重大である。長妻厚労大臣には、選考過程と責任を明確にするとともに、今回の事態を重く受け止め、指導監査室の官僚諸氏の再教育と綱紀粛正など、厳格な対応を要求する。

2010年9月2日

栃木県保険医協会  
第411回理事会